

議第 35 号

令和2年度 近江八幡市一般会計補正予算（第14号）

令和2年度近江八幡市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和3年2月25日提出

近江八幡市長 小西 理

第1表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	地域介護・福祉空間整備事業	1,452
3 民生費	2 児童福祉費	認定こども園・保育所施設整備事業	16,230
6 農林水産業費	1 農業費	担い手育成支援事業	42,000
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良事業	130,450
7 商工費	1 商工費	沖島展望台整備事業	70,000
7 商工費	1 商工費	観光地域振興無電柱化推進事業	4,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備市道改良事業	223,416
8 土木費	3 河川費	河川改良整備事業	13,843
8 土木費	4 都市計画費	新エネルギーパーク整備事業	262,066
8 土木費	5 住宅費	市営住宅計画宮繕事業	20,000
10 教育費	2 小学校費	小学校運営事業	14,400
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	563,088
10 教育費	3 中学校費	中学校運営事業	6,000
10 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事業	23,826
10 教育費	5 社会教育費	安土文芸の郷公園施設長寿命化整備事業	232,617
10 教育費	5 社会教育費	資料館及びかわらミュージアム管理運営事業	10,156
10 教育費	6 保健体育費	社会体育施設整備事業	43,670
合 計			1,677,214

提案理由

民生費、農林水産業費、商工費、土木費及び教育費において、明許繰越が発生するため、翌年度に使用できる経費を繰越明許費として追加する。